

国立大学法人大分大学職員会館使用細則

平成21年4月1日制定
平成21年細則17号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員会館（以下「会館」という。）の使用に関し、国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(会館の名称及び位置)

第2条 前条の会館の名称及び位置は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別府職員会館 別府市火売町
- (2) 東院会館 由布市挾間町（挾間キャンパス内）

(使用の範囲)

第3条 会館を使用することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の役員及び職員の諸会議、集会及び研修
- (2) 法人の役員及び職員並びにその家族の宿泊等
- (3) 法人の非常勤講師及び公務のため来学した者の宿泊等
- (4) その他資産管理役が特に認めた者の宿泊等

(管理運営)

第4条 管理運営の責任者（以下「管理者」という。）は、資産管理役とする。

(使用の承認)

第5条 会館を使用しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

(使用の手続)

第6条 会館を使用するときは、当該使用日の3日前（休日を含まず。）までに、受付担当部署を経由して所定の申込書を管理者に提出しなければならない。

- 2 会館の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用目的の変更及び使用の中止をする場合は、事前に届け出なければならない。

(使用料)

第7条 会館の使用者は、別表に定める施設使用料を所定の期日までに納付しなければならない。なお、既納の施設使用料は、天災、事変その他の理由により管理者が、当該施設を使用させることが困難であると認めるとき、又は利用日の前日（休日を含まず。）までに使用者から取消しの申出があったときは、返還することができる。

- 2 法人の役員及び職員が公務により使用する場合は、所属又は主担当部局の長（国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項3号に規定する部局を掌理する者）の承認を受けることにより施設使用料を免除することができる。
- 3 第3条第4号で認めた者のうち、管理者が特に必要と認める者は、施設使用料を免除することができる。

(使用期間)

第8条 会館の使用は、同一使用者が引き続き使用する場合には、1か月を超えないものとする。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(使用承認の取消し)

第9条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取消し、又は中止させること

がある。

- (1) 法人において使用する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が、この細則及び使用に係る条件に違反したとき。

(使用心得)

第10条 使用者は、別に定める使用に関する手引を遵守しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 会館の使用に当たり、使用者の責任により建物及び備品等に損害が発生したときは、管理者は損害の賠償を請求することができる。

(休館日)

第12条 東院会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
 - (2) 12月29日から翌年の1月4日までの間
 - (3) 補修、模様替等のため必要とする日
- 2 別府職員会館の休館日は、前項第2号及び第3号に規定するほか、8月13日から15日までの間とする。
- 3 宿泊に使用するとき、第1項及び第2項に規定する日の前日から使用できないものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、管理者が特に認める場合は、会館を使用させることができる。

(事務)

第13条 別府職員会館の運営に関する事務は、財務部施設企画課総務・資産グループで行う。

2 東院会館の予算に関する事務は財務部施設企画課が処理し、建物の維持管理及び受付等に関する事務は財務部経理課挾間調達室が処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学職員会館使用要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成23年細則第19号）

この細則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則（平成26年細則第3号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第4号）

この細則は、平成27年2月27日から施行する。

附 則（平成28年細則第42号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年細則第5号）

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年細則第6号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第10号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第4号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

別府職員会館

区 分	使用料
宿泊	2, 2 2 0円
休憩（4時間以上）	9 2 0円
休憩（4時間未満）	3 6 0円

備考 上記の使用料には消費税等を含む。

東院会館

区 分		使用料	
宿泊	洋室（シングル）	1人	2, 3 1 0円
		1人	2, 7 5 0円
	洋室（ツイン）	2人	4, 7 1 0円
		1人	2, 7 1 0円
	和室	2人	4, 6 5 0円
		3人	6, 5 7 0円
会合	和室（1）	1人	1 0 8円
	和室（2）	1人	1 1 1円
	研修室	1人	1 1 3円

備考 上記の使用料には消費税等を含む。